主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上井源次上告趣意は末尾に添附した別紙記載の通りである。

しかし刑法第六一条の所謂教唆は正犯に準ずというのは教唆犯は正犯の法定刑によって処罰するという意味であって、所論のように教唆犯は正犯と共同正犯の関係に立っという意味ではない。されば原判決において被告人の判示第一の教唆行為と判示第二の賍物故買行為とは各別個の犯罪として処罰したことは正当であって何等所論の如き違法はない。

よつて旧刑訴第四四六条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

検察官 濱田龍信関与

昭和二五年一二月一九日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官